

文教科学委員会

委員一覧 (21名)

委員長	北岡	秀二 (自民)	有馬	朗人 (自民)	佐藤	泰介 (民主)
理事	亀井	郁夫 (自民)	大仁田	厚 (自民)	谷	博之 (民主)
理事	後藤	博子 (自民)	大野	つや子 (自民)	中島	章夫 (民主)
理事	鈴木	寛 (民主)	扇	千景 (自民)	西岡	武夫 (民主)
理事	山本	香苗 (公明)	中曾根	弘文 (自民)	草川	昭三 (公明)
理事	林	紀子 (共産)	橋本	聖子 (自民)	畑野	君枝 (共産)
	阿南	一成 (自民)	伊藤	基隆 (民主)	山本	正和 (無会)
						(16. 3. 11 現在)

(1) 審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出9件（うち本院先議2件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願56種類217件のうち、3種類15件を採択した。

〔法律案の審査〕

学校教育法等の一部を改正する法律案は、委員会において、参考人から意見を聴取するとともに、栄養教諭に期待される役割、栄養教諭の養成と定数拡充の必要性、薬剤師に求められる能力と養成の在り方、実務実習の長期化に伴う受入体制の整備等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

私立学校法の一部を改正する法律案は、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、理事会の今後の在り方、内部監査機能の充実策、情報公開の拡充の必要性、私立学校審議会が果たすべき役割等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案は、委員会において、私学共済の財政見通し、教育費の負担軽減など少子化対策の充実、公的年金制度の一元化の検討状況等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、参考人からの意見聴取、学校運営協議会制度の実践研究を行っている都内小学校への視察を行うとともに、学校運営協議会について、学校や教育委員会との関係など制度の仕組みと運営の在り方、適切な委員任命のための方策、教育委員会制度の現状と今後の検討の方向性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案は、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、国庫負担対象外となる退職手当等の財源措置、義務教育に対する国と地方の役割分担の在り方、総額裁量制の導入の目的等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

文化財保護法の一部を改正する法律案は、委員会において、重要文化的景観の選定と景観法との関係、民俗技術を伝承するための方策、登録制度の対象拡大に伴い必要とされる地方自治体の役割等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

参議院先議として提出された著作権法の一部を改正する法律案は、委員会において、商業レコードの還流防止制度導入の意義と消費者利益への配慮、書籍等への貸与権の付与に伴う円滑な権利処理体制の構築等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

日本学術会議法の一部を改正する法律案は、委員会において、日本学術会議の改革の経緯、役割の重要性と今後の方向、総合科学技術会議との機能分担等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

参議院先議として提出された放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、国際標準値導入の目的と必要性、安全管理面の強化策、廃棄物処分に対する万全の施策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月11日、文教科学行政の基本施策について河村文部科学大臣から所信を、平成16年度文部科学省関係予算について稲葉文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

また、同日、第158回国会閉会後の平成16年1月13日から15日までの3日間、鹿児島県において実施した、地方における初等中等教育、大学の教育・研究、文化及び科学技術等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月18日、文教科学行政の基本施策について質疑を行い、国立大学法人の運営費交付金を拡充する必要性、私立幼稚園等への指導、助言の在り方、日本の伝統文化を取り入れた人材育成、外国人留学生の質の向上と日本人留学生への支援策、義務教育費国庫負担制度及び人材確保法の意義、これまでの学習指導要領改訂に際しての検証過程、児童の権利条約における意見表明権の意義と学校現場での取扱い、審議会再編に伴う中央教育審議会の位置付けの変化等の問題が取り上げられた。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成16年度文部科学省予算等の審査を行い、日本

学術会議関係予算について山口総務副大臣から説明を聴取するとともに、私立学校における学校週五日制の実施状況と今後の在り方、AO入試の活用等による大学教員の負担軽減の必要性、大学入試センターによる高等学校の課程修了認定試験の是非、ティーチング・アシスタントへの支援、大学における技術者倫理教育、公立学校共済組合の宿泊施設に係る借入金の返済状況及び今後の見通し、文化体験プログラム支援事業の規模が年々縮小してきている理由、子どもの居場所づくり新プランと学童保育の機能分担、原子力安全規制の在り方、臨床心理士の国家資格化へ向けた取組、公立障害児教育施設整備費の予算拡充の必要性、障害児学級における教職員配置の改善策、財政面や効率性ではなく教育の本質論から教育の在り方を議論する必要性、教職員の勤務実態に関する調査の必要性等について質疑を行った。

4月15日、知的財産に関する件を議題とし、参考人として、社団法人日本レコード協会会長依田巽君、漫画家・貸与権連絡協議会幹事代理・21世紀のコミック作家の著作権を考える会理事弘兼憲史君及び日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合専務理事若松修君から意見を聴取した後、質疑を行った。

4月22日、私立学校の外部評価、性教育の現状、高等学校新卒者の就職状況、専修学校運営の適正化、男女共同参画を目指す教育の充実、私立大学の経営状況等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年3月11日(木)(第1回)

- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について河村文部科学大臣から所信を聴いた。
- 平成16年度文部科学省関係予算に関する件について稲葉文部科学副大臣から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成16年3月18日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について河村文部科学大臣、稲葉文部科学副大臣、馳文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 有馬朗人君(自民)、亀井郁夫君(自民)、後藤博子君(自民)、山本香苗君(公明)、西岡武夫君(民主)、中島章夫君(民主)、林紀子君(共産)、山本正和君(無会)

○平成16年3月23日(火)(第3回)

- 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第45号)(衆議院送付)について河村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年3月24日(水)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 平成十六年度一般会計予算(衆議院送付)
 - 平成十六年度特別会計予算(衆議院送付)
 - 平成十六年度政府関係機関予算(衆議院送付)
- (総務省所管(日本学術会議))について山口総務副大臣から説明を聴いた後、(総務省所管(日本学術会議)及び文部科学省所管)について河村文部科学大臣、原田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 有馬朗人君(自民)、谷博之君(民主)、草川昭三君(公明)、畑野君枝君(共産)、山本正和君(無会)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成16年3月25日(木)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第45号)(衆議院送付)について河村文部科学大臣、原田文部科学副大臣、世耕総務大臣政務官、山下財務大臣政務官、馳文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 大野つや子君(自民)、大仁田厚君(自民)、草川昭三君(公明)、佐藤

泰介君（民主）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

○平成16年3月30日（火）（第6回）

- 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について参考人愛媛県知事加戸守行君及び品川区教育委員会教育長若月秀夫君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕亀井郁夫君（自民）、鈴木寛君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について河村文部科学大臣、原田文部科学副大臣、馳文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕橋本聖子君（自民）、中島章夫君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

（閣法第45号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、無会

○平成16年4月1日（木）（第7回）

- 日本学術会議法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について茂木国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月6日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本学術会議法の一部を改正する法律案（閣法第29号）（衆議院送付）について茂木国務大臣、稲葉文部科学副大臣、政府参考人、参考人日本学士院院長長倉三郎君及び日本学術会議会長黒川清君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕有馬朗人君（自民）、西岡武夫君（民主）、鈴木寛君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

（閣法第29号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無会

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年4月8日（木）（第9回）

- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第90号）について河村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年4月13日（火）（第10回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣

法第90号) について河村文部科学大臣、稲葉文部科学副大臣、田村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕有馬朗人君(自民)、谷博之君(民主)、山本香苗君(公明)、林紀子君(共産)、山本正和君(無会)

(閣法第90号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、無会

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年4月15日(木)(第11回)

○著作権法の一部を改正する法律案(閣法第91号) について河村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○知的財産に関する件について参考人社団法人日本レコード協会会長依田巽君、漫画家・貸与権連絡協議会幹事代理・21世紀のコミック作家の著作権を考える会理事弘兼憲史君及び日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合専務理事若松修君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕阿南一成君(自民)、鈴木寛君(民主)、山本香苗君(公明)、林紀子君(共産)、山本正和君(無会)

○平成16年4月20日(火)(第12回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○著作権法の一部を改正する法律案(閣法第91号) について河村文部科学大臣、稲葉文部科学副大臣、田村文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕阿南一成君(自民)、中島章夫君(民主)、鈴木寛君(民主)、山本香苗君(公明)、林紀子君(共産)、山本正和君(無会)

(閣法第91号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、無会

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年4月22日(木)(第13回)

○私立学校法の一部を改正する法律案(閣法第59号)(衆議院送付) について河村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○私立学校の外部評価に関する件、性教育の現状に関する件、高校新卒者の就職状況に関する件、専修学校運営の適正化に関する件、男女共同参画を目指す教育の充実に関する件、私立大学の経営状況に関する件等について河村文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕後藤博子君（自民）、伊藤基隆君（民主）、草川昭三君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

○平成16年4月27日（火）（第14回）

- 私立学校法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について参考人日本私立中学高等学校連合会会長・中央教育審議会委員・学校法人渋谷教育学園理事長田村哲夫君、横浜市大学改革推進本部最高経営責任者・学校法人慶應義塾名誉参与孫福弘君及び日本私立大学教職員組合連合中央執行委員長・日本福祉大学社会福祉学部助教授今井証三君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕亀井郁夫君（自民）、鈴木寛君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 私立学校法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について河村文部科学大臣、原田文部科学副大臣、馳文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕橋本聖子君（自民）、西岡武夫君（民主）、中島章夫君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

（閣法第59号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無会
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）について河村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年5月11日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）について河村文部科学大臣、原田文部科学副大臣、馳文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大野つや子君（自民）、大仁田厚君（自民）、伊藤基隆君（民主）、谷博之君（民主）、草川昭三君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

○平成16年5月13日（木）（第16回）

- 学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）について参考人日本薬剤師会副会長児玉孝君、管理栄養士・大阪府高槻市議会議員橋本紀子君及びいのちをはぐくむ学校給食全国研究会代表雨宮正子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕有馬朗人君（自民）、中島章夫君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子

君（共産）、山本正和君（無会）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）について河村文部科学大臣、原田文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕後藤博子君（自民）、伊藤基隆君（民主）、鈴木寛君（民主）、山本香苗君（公明）、林紀子君（共産）、山本正和君（無会）

（閣法第86号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無会

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年5月18日（火）（第17回）

○文化財保護法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）について河村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年5月20日（木）（第18回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○文化財保護法の一部を改正する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）について河村文部科学大臣、稲葉文部科学副大臣、斉藤国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕阿南一成君（自民）、中島章夫君（民主）、谷博之君（民主）、草川昭三君（公明）、吉川春子君（共産）、山本正和君（無会）

（閣法第87号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、無会

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年5月25日（火）（第19回）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第126号）（衆議院送付）について河村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成16年5月27日（木）（第20回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第126号）（衆議院送付）について河村文部科学大臣、小野文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕有馬朗人君（自民）、大仁田厚君（自民）、山本正和君（無会）、中島章夫君（民主）、草川昭三君（公明）、林紀子君（共産）

○平成16年6月1日（火）（第21回）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第126号）（衆

議院送付) について参考人慶應義塾大学大学院教授金子郁容君及び東京大学大学院助教授勝野正章君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 亀井郁夫君 (自民)、鈴木寛君 (民主)、山本香苗君 (公明)、林紀子君 (共産)、山本正和君 (無会)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第126号)(衆議院送付) について河村文部科学大臣、小野文部科学副大臣、馳文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者] 大野つや子君 (自民)、鈴木寛君 (民主)、山本香苗君 (公明)、林紀子君 (共産)、山本正和君 (無会)

(閣法第126号) 賛成会派 自民、民主、公明、無会
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成16年6月10日(木)(第22回)

- 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案(閣法第48号)(衆議院送付) について河村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年6月14日(月)(第23回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案(閣法第48号)(衆議院送付) について河村文部科学大臣、小野文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者] 有馬朗人君 (自民)、鈴木寛君 (民主)、山本香苗君 (公明)、林紀子君 (共産)、山本正和君 (無会)

(閣法第48号) 賛成会派 自民、公明
反対会派 民主、共産、無会

○平成16年6月15日(火)(第24回)

- 請願第11号外14件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外201件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

日本学術会議法の一部を改正する法律案（閣法第29号）

【要旨】

本法律案は、中央省庁等改革基本法第17条第9号の規定に基づき行われた総合科学技術会議における日本学術会議の在り方についての検討の結果等を踏まえ、日本学術会議の所轄、組織、会員の推薦方法等を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、所轄の変更

日本学術会議の所轄を総務大臣から内閣総理大臣に変更すること。

二、国際団体への加入

国際団体加入時に承認を行う大臣を内閣総理大臣に変更すること。

三、組織

- 1 日本学術会議会員（以下「会員」という。）の任期を6年に変更すること。
- 2 日本学術会議の副会長を2名から3名に変更するとともに、副会長の選出手続を変更すること。
- 3 日本学術会議に置かれる部を7部から3部に改組するとともに、各部の副部長及び幹事の選出手続を変更すること。
- 4 日本学術会議に、幹事会を置くこととし、所要の規定を設けること。
- 5 日本学術会議に、日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を置くこと。
- 6 日本学術会議に、会員又は連携会員をもって組織される常置又は臨時の委員会を置くことができること。
- 7 事務局の職員の任免を行う大臣を内閣総理大臣に変更すること。

四、会員の推薦

日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦すること。

五、施行期日等

- 1 平成17年10月1日から施行すること。ただし、初回の会員候補者の選考に係る部分については、公布の日から、所轄変更に係る部分については、平成17年4月1日から施行すること。
- 2 施行日までの間に必要な読替え規定を設けること。
- 3 現行の会員及び研究連絡委員会の委員の任期は、施行日の前日に満了すること。
- 4 初回の会員候補者を選考するために日本学術会議会員候補者選考委員会を置くこと。
- 5 組織等に関する引継規定を設けること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、政府及び日本学術会議は、日本学術会議が我が国の科学者の内外に対する代表機関として独立性を保つとともに、科学の向上発達と行政・産業・国民生活への科学の反映浸透というその目的・機能を十分に発揮することができるよう努めること。
 - 二、日本学術会議は、科学と社会のかかわりが増大している状況にかんがみ、時宜を得た答申、勧告、声明等を行うよう努めるとともに、国民に分かりやすい形での情報発信等、効果的・機動的な活動を行い、社会との交流の機会の充実に配慮すること。
 - 三、日本学術会議及びその委任を受けた幹事会等が職務を行うに際しては、多様な学問分野における学術動向について十分に配慮するとともに、公正性・中立性の確保に留意するよう努めること。
 - 四、法改正後の日本学術会議会員の選出に当たっては、今回の法改正の趣旨にかんがみ、急速に進歩している科学技術や学問の動向に的確に対応する等のため、第一線の研究者を中心に、年齢層等のバランスに十分に配慮するとともに、女性会員等多様な人材を確保するよう努めること。
 - 五、今後の日本学術会議の設置形態を検討するに当たっては、総合科学技術会議、日本学士院等との連携や役割分担の在り方等を踏まえるとともに、今回の法改正後の日本学術会議の活動状況の適切な評価に基づき、できる限り速やかに開始し、適当な時期に国会に報告すること。
- 右決議する。

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する 法律案（閣法第45号）

【要旨】

本法律案は、平成16年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る退職手当に要する経費及び児童手当に要する経費を国庫負担の対象外としようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、義務教育費国庫負担法の一部改正

公立の義務教育諸学校の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、退職手当に要する経費及び児童手当に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。

二、公立養護学校整備特別措置法の一部改正

公立の養護学校の小学部及び中学部の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、退職手当に要する経費及び児童手当に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。

三、その他

- 1 この法律は、平成16年4月1日から施行すること。
- 2 政府は、一及び二に基づく措置については、公立の義務教育諸学校並びに公立の養護学校の小学部及び中学部に係る教職員の給与等に要する経費の負担の在り方に関する平成18年度末までの検討の状況並びに社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この法律による改正後の義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の規定は、平成16年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成15年度以前の年度に係る経費につき平成16年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例によること。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこと。

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案（閣法第48号）

【要旨】

本法律案は、少子高齢化の一層の進展等に対応し、私立学校教職員共済年金制度の長期的安定を図る等のため、基礎年金拠出金に対する国庫補助率の引上げ、70歳以上の教職員等に対する退職共済年金等の支給調整措置の導入等の措置を講ずるとともに、育児をする加入者に対する掛金免除措置を拡充するほか、国家公務員共済年金制度の改正に準じて退職共済年金等の給付水準の調整、配偶者間の共済年金の分割制度の導入等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、私立学校教職員共済法の一部改正

- 1 基礎年金拠出金に対する国庫補助の割合を2分の1に引き上げることとする。ただし、特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律案附則に規定する特定年度をいう。）の前年度までの間における国庫補助は、次のとおりとする。① 平成16年度においては、基礎年金拠出金の3分の1に相当する額に加え、2億5,868万7,000円を補助すること。② 平成17年度から特定年度の前年度までの各年度においては、基礎年金拠出金の3分の1に相当する額に加え、基礎年金拠出金の1,000分の11に相当する額を補助すること。
- 2 長期給付に係る標準給与の等級区分については、国家公務員共済組合の長期給付に係る標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところによりその上限の改定を行うことができるものとする。
- 3 育児休業又は育児休業に準ずる休業を終了した加入者が、その終了日に当該育児休業に係る3歳未満の子を養育している場合において、申出をしたときは、当該終了日の翌日の属する月以後3月間に受けた給与の平均額を給与月額として、標準給与を改定すること。
- 4 育児休業期間中に加え、育児休業に準ずる休業期間中についても掛金を免除すること。

- 5 標準給与の定時決定等を行う場合におけるその算定の対象とすべき月に係る給与支払日数の下限を20日から17日に引き下げること。
- 6 70歳以上の教職員等について、その者の給与等の月額と年金月額の合計額に応じた退職共済年金等の支給調整措置を導入すること。
- 7 長期給付の支給要件及び支給額の算定方式等について準用する国家公務員共済組合法の改正に伴い、関係規定の読替え等を行うこと。

二、関係法律の改正

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和36年法律第140号）について、私立学校教職員共済法において準用する国家公務員共済組合法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこと。

三、施行期日

この法律は、平成16年10月1日から施行すること。ただし、一の3、4及び7の一部並びに二の一部については平成17年4月1日から、一の7の一部については平成18年4月1日から、一の5については平成18年7月1日から、一の6及び7の一部並びに二の一部については平成19年4月1日から、一の7の一部については平成20年4月1日から施行すること。

私立学校法の一部を改正する法律案（閣法第59号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、私立学校審議会の構成の見直し

私立学校の校長等が委員総数の4分の3を超えることとする規定等を削除し、委員の資格、構成割合、推薦手続等は、都道府県知事の判断に委ねること。

二、理事会の設置等学校法人の管理運営制度の改善

- 1 学校法人設立時の寄附行為の認可申請に当たっての当該寄附行為の記載事項として、新たに役員の数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定を加えること。
- 2 学校法人に理事会を置き、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することとするほか、理事会の招集方法、議長、定足数及び議決要件について定めること。
- 3 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理することとする。
- 4 理事は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理することとする。
- 5 監事の職務として、新たに学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出することを加えること。
- 6 監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任することとするほか、評議員と兼ねて

はならないこととする。

- 7 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならないこととする。
- 8 事業計画については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこととする。
- 9 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないこととする。

三、財産目録等の閲覧制度の創設等

- 1 学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならないこととする。
- 2 学校法人は、三の1の書類及び監査報告書を各事務所に備えて置き、在学者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこととする。
- 3 学校法人の理事等は、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたときは、20万円以下の過料に処することとする。

四、施行期日等

- 1 この法律は、平成17年4月1日から施行すること。ただし、四の3の規定は、公布の日から施行すること。
- 2 私立学校審議会の委員の任命並びに学外者からの役員の選任及び評議員会の同意を得て行う監事の選任に係る改正規定は、施行日以後に行われる委員の任命及び役員の選任について適用すること。
- 3 施行日前に設立された学校法人で、寄附行為に二の1の定めのないものは、平成18年3月31日までに、これらの事項について寄附行為をもって定めなければならないこととする。
- 4 評議員会に対する事業の実績の報告、事業報告書及び監査報告書の作成及び事務所への備付け並びに財産目録等の閲覧に係る改正規定は、平成16年4月1日以後に始まる会計年度に係る事業の実績及び財産目録等について適用すること。
- 5 事業計画に関する評議員会からの意見聴取に係る改正規定は、施行日以後の期日を期間の始期とする事業計画について適用すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、私立学校の自主性及び公共性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、学校法人の管理運営制度の改善に当たっては、学校法人の自主的・自律的な取組が一層求められることにかんがみ、学校法人関係者に対し、本法の趣旨・制度の内容等について十分周知し、その理解と自主的な努力を促していくとともに、改善の状況についての検証を行うこと。

- 二、我が国の学校教育において、私学が大きな割合を占め建学の精神に基づく特色ある教育活動を通して重要な役割を果たしていることにかんがみ、私学振興策の促進に努めるとともに、私学助成の在り方については、私学の自主・自律性の確保、学費負担の軽減、適正な管理運営等の観点から不断の検討・見直しに努めること。
- 三、理事長及び理事の権限の明確化に当たっては、教学面における自律性の確保を図るよう配慮するなど、評議員会、教授会等との信頼関係の確立に努めること。
- 四、監事による監査の実効性を高めるため、適切な監事の選任、常勤監事の導入等監査体制の充実に努めるとともに、監事の意識や資質の向上等のための施策の充実に配慮すること。
- 五、学校法人に求められる高い公共性にかんがみ、財務書類、事業報告書等については、外部からも分かりやすい内容となるよう留意すること。
また、設置する学校の種類や規模等、学校法人の多様な実態を踏まえ、各学校法人が自主的な判断により、より分かりやすい公開内容や方法を工夫し、積極的な財務情報の公開に努めること。
- 六、私立学校審議会の委員の選任に当たっては、当該都道府県の教育全般にわたる充実と発展を図ることができるよう配慮すること。
- 七、今回の法改正と外部評価制度とがあいまって、私学の公共性がより担保されることとなるため、大学等については、公平・適切な認証評価が行われるよう努めるとともに、初等中等教育については、自己点検・評価結果の公表を更に進めること。
右決議する。

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第86号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、栄養教諭の制度を創設し、栄養教諭を小中学校等に置くことができることとするとともに、その職務、免許、身分、定数、給与費の負担等について定めること。
- 二、大学の薬学を履修する課程のうち、薬剤師養成を目的とするものの修業年限を6年とすること。
- 三、この法律は平成17年4月1日から施行すること。ただし、薬学を履修する課程の修業年限に関する規定は平成18年4月1日から、栄養教諭の免許制度に関する規定は平成16年7月1日から施行すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、学校栄養職員及び栄養教諭の給与費については、国の責任において確保するとともに、適切な処遇等を維持するよう配慮すること。
- 二、全国の義務教育諸学校等において、食に関する指導等が充実するよう、現行の定数改善計画を進めるとともに、引き続き適切な配置基準の下、学校栄養職員と栄養教諭につ

いて必要な定数を確保するよう努めること。

特に、学校給食未実施校、共同調理場方式による学校給食実施校等における食に関する指導についても、遺漏のないよう十分留意すること。

三、前項による必要な定数の確保の努力とあいまって、栄養教諭への移行が円滑に進められるよう、学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための認定講習等の機会の確保に努めること。

四、学校給食の管理と食に関する指導を一体的に行うことを任務とする栄養教諭の制度を確立するため、栄養教諭が食に関する指導を行うに当たっては、学級担任、教科担任等と連携し、学校全体として取り組むとともに、家庭や地域社会とも連携・理解を深め、より効果的な指導を行うよう努めること。

あわせて、食教育の充実の観点から、学校給食を身近な生きた教材として活用し、また、食材・給食の衛生管理の維持・強化を図るため、給食調理現場の充実に努めること。

五、栄養教諭及び学校栄養職員の資質能力の向上のため、新規採用者研修、経験者研修等の機会の確保及び内容の充実を図るとともに、他の教職員についても、食に関する理解を深めるための研修等の充実に努めること。

六、学校栄養職員については、現在行われている学級担任、教科担任との連携、特別非常勤講師として実施している学校給食指導の充実を図るとともに、研修の機会の確保等にも十分配慮すること。

七、栄養教諭養成のための大学等の教員養成課程を整備するとともに、教員養成課程を置く大学等と栄養士養成を行っている大学等とが連携し、栄養教諭免許状の取得が可能となるよう努めること。

八、薬学教育の修業年限延長の目的である医療薬学教育の充実のため、医療機関、関係行政機関等の理解と協力を得て、各大学における指導体制の整備、教育・実習施設の確保等に努めること。特に、長期の実務実習の受入れのための指導者及び施設の確保について配慮すること。

また、学生の実務実習に必要な基本的な能力の向上と教育・実習施設における受入れの円滑化を図るため、共用試験の導入等についても検討を更に進めること。

九、4年制と6年制の学部・学科が並立することにより、受験生に混乱が生じることのないよう、両学部・学科の目的、内容の違いについて十分な情報提供を行うとともに、転部、編入学等の制度も活用するなど、制度の弾力的運用と多様な人材の受入れに努めること。

十、第三者評価体制の整備を進めること等により、高度化する薬剤師の職能を支える基礎教育及び実務で要求される知識、技能、医療人としての倫理観、薬剤師としての責任感等が養えるような質の高い教育の維持向上を図るよう留意すること。

十一、医療技術の進展等の状況を踏まえ、現に薬剤師の資格を有している者に対し、生涯にわたり学習する機会が拡充されるよう配慮すること。

十二、薬学教育の修業年限延長に伴い、学費の負担が増加することから、大学への財政的支援や奨学金制度の充実に努め、経済力の差が進路選択及び学業の成就に影響を与えない

いよう配慮すること。

十三、薬学の充実・強化に当たっては、生命科学の進展、医療の高度化に対応し、大学、民間研究機関等において、国際競争力を持つ創薬等の研究開発を担う人材の育成に努めること。

右決議する。

文化財保護法の一部を改正する法律案（閣法第87号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、文化的景観の保護

- 1 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものを文化的景観とし、新たに文化財として保護の対象とすること。
- 2 景観法に基づいて都道府県又は市町村が定める景観計画区域又は景観地区内にある文化的景観のうち特に重要なものについて、文部科学大臣は、当該都道府県等の申出により、重要文化的景観として選定することができるものとする。

二、民俗技術の保護

地域における生活や生産に関する用具等の製作技術として伝承されてきた民俗技術を民俗文化財に新たに加え、保護の対象とすること。

三、登録制度の拡充

登録有形文化財の対象を、建造物以外の有形文化財にも拡充するとともに、有形の民俗文化財及び記念物についても登録制度を創設するものとする。

四、施行期日

この法律は、平成17年4月1日から施行すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、文化的景観の保護に当たっては、地域住民の生活と密接にかかわるものであることから、住民の自主性を尊重し、適切な配慮を行うとともに、市町村や都道府県に対する支援措置の充実に努めること。

また、自然環境の保全、景観の形成等関連諸施策との関係についても、関係省庁と十分連携・調整を図り、文化的景観の保護を進めるとともに、景観法に基づく地域以外の文化的景観の保護の在り方について検討を進めること。

二、民俗技術などの民俗文化財の保護に当たっては、生活の発展に伴う変遷・変容が著しいことにかんがみ、次世代への継承を図るため、保護団体への支援、記録の作成などによる適切な保護に努めること。

また、指定の対象となり得る民俗技術について、その実態や変遷といった基礎的情報の全国的調査を更に進めること。

三、新たに登録制度の対象となる、建造物以外の有形文化財、有形の民俗文化財及び記念物について、登録を円滑かつ着実にを行うとともに、修理に対する補助、技術的指導等支援措置の充実に努めること。

また、登録の対象となり得る文化財について、その所在や保存状態といった基礎的情報の全国的調査を更に進めること。

四、文化財の保存・活用の充実を図るため、地方公共団体における文化財保護の体制の整備を行うとともに、文化財関係予算の拡充、税制上の優遇措置などの支援の充実に努めるほか、文化財の保存・修理の技術の向上・普及にも留意すること。

五、国民が文化財に親しめる機会を拡充するため、国及び地方公共団体における有形・無形の文化財の総合的な情報システムの整備、博物館・美術館等の充実を通じた文化財の積極的な公開・活用やボランティア活動の奨励・支援に努めること。

また、児童生徒が学校や地域において文化財に身近に接し、学習する機会の充実に努めること。

右決議する。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第90号) (先議)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、放射性同位元素を装備した機器のうち設計の認証を受けたものについては使用の許可等の規制を合理化すること。
- 二、放射性同位元素の販売及び賃貸の業の許可制を届出制に改めること。
- 三、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の埋設の方法による最終的な処分に係る規定を整備すること。
- 四、密封された放射性同位元素であって放射線障害のおそれが少ないものを扱う施設については、施設検査及び定期検査を合理化すること。
- 五、放射性同位元素等を扱う特定の施設における放射線測定記録等の定期確認制度を創設すること。
- 六、講習の修了のみで交付される第3種放射線取扱主任者免状及び放射線取扱主任者の定期講習制度を創設すること。
- 七、登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬方法確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関及び登録定期講習機関の登録の要件等これらの機関が業務を行うに当たり必要な規定を整備すること。
- 八、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、登録認証機関等の登録の事前申請に係る規定等は、公布の日から施行すること。
- 九、この法律の施行に伴う経過措置等の所要の規定を整備すること。

【附帯決議】

- 政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。
- 一、放射性同位元素等は社会で幅広く使用されていることにかんがみ、放射線業務従事者及び一般公衆の放射線障害防止には万全を期すること。
 - 二、医療分野における放射性同位元素等に係る二重規制については、関係府省は相互に連携を取りつつ、過剰照射対策など安全の確保を大前提に、その改善に取り組むこと。
 - 三、放射性同位元素に係る国際標準値の導入に伴い、これまで規制対象外であった機器等が新たに規制対象となることにかんがみ、事業者等が本法の内容を適確に理解できるよう、分かりやすい形で広く周知すること。
 - 四、放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器等に係る事故、回収等に関する事業者の国への報告及び記録の作成・保存については、遺漏のないよう万全を期するとともに、報告された内容について、国は安全上の影響度等を公平・適切に評価し、安全確保の観点からその周知に努めること。
 - 五、登録認証機関等に対しては、業務の実施状況及び財務の状況について定期的に総点検を行うなど、適正な業務実施が確保されるよう万全の措置をとること。
 - 六、最終処分事業については、高い公益性を有しかつ埋設施設の管理等が長期的に実施されることにかんがみ、同事業が将来にわたり安全かつ確実に実施されるよう、事業の許可や事業開始後の安全確認には万全を期するとともに、情報提供を積極的に行うなど、立地地域との信頼関係の確立に努めること。
 - 七、今後の廃棄物処理処分技術の更なる向上のために、処理処分方法に関する研究開発を積極的に進めること。
- 右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第91号）（先議）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、専ら国外において頒布することを目的とする商業用レコードを情を知って国内において頒布する目的をもって輸入する行為等を、著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなすこととする。
- 二、書籍又は雑誌の貸与についての経過措置を廃止し、書籍又は雑誌の貸与による公衆への提供について貸与権が及ぶこととする。
- 三、著作権等の侵害についての懲役刑及び罰金刑の上限を引き上げるとともに、これらを併科できることとする。
- 四、この法律は、平成17年1月1日から施行すること。
- 五、この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、著作権制度に係る国際的動向等に対応し、著作権等の保護と著作物

の利用の円滑化を図るため、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、商業用レコードの還流防止措置の運用に当たっては、権利の侵害とみなす要件の明確化とその周知に努めるとともに、私的使用のための個人輸入や並行輸入等により多様な輸入レコードが国民の間に浸透し、音楽に関する文化・産業の発展に寄与してきた経緯等を踏まえ、制度の趣旨に則し、かつ消費者保護及び適正な流通市場の維持の観点を重視した運用がなされるよう、十分留意すること。

なお、洋楽の商業用レコードについては、還流防止措置が行使されることなどにより、著しく消費者の利益が侵害される事態が発生した場合には、本法の見直しを含め、再検討すること。

二、還流防止措置の対象となる商業用レコードを一定期間に限定する政令を定めるに当たっては、権利者、消費者等関係者の意見を十分に聴取し、適正な期間とするとともに、今後の動向も見ながら適宜検討・見直しを図ること。

三、還流防止措置の対象となる著作物の拡大については、消費者保護や公正取引の観点から慎重に対応すること。

四、本法施行後、還流防止措置導入後の消費者への利益還元、内外価格差及び商業用レコードの輸入状況等諸情勢を勘案し、還流防止制度全般について、必要に応じ適切な措置を講ずること。

五、還流防止措置の導入により、再販制度とあいまって、商業用レコードの価格が二重に保護されることになるとの指摘等も踏まえ、販売価格の引下げ等消費者への利益の還元にも努めるとともに、再販制度については、消費者保護の観点から、一層の弾力的運用に努めること。

六、海賊版による権利侵害に対しては、侵害状況調査の拡充や侵害発生国政府への対策強化の積極的な要請等実効性のある対策に努めること。

七、書籍・雑誌に貸与権を付与するに当たっては、その趣旨にかんがみ、公正な使用料と適正な貸与禁止期間の設定によって許諾し円滑な利用秩序の形成を図るとともに、貸与権を管理する新たな機関が、権利者の保護と書籍等の円滑な利用の促進という要請にこたえることができるよう体制を整備すること。

右決議する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第126号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、教育委員会は、その指定する学校（以下「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができることとする。なお、市町村教育委員会が、県費負担教職員の存する学校を指定しようとするときは、あらかじめ、都道府県教育委員会に協議しなければならないこととする。
- 二、学校運営協議会の委員は、指定学校の所在する地域の住民、指定学校に在籍する生徒、

児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命するものとする。

- 三、指定学校の校長は、指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならないこととする。
- 四、学校運営協議会は、指定学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができることとする。
- 五、学校運営協議会は、指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、その任命権者に対して意見を述べるができる（その職員が県費負担教職員であるときは、市町村教育委員会を経由する。）こととし、任命権者は、その意見を尊重するものとする。
- 六、教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、指定を取り消さなければならないこととする。
- 七、指定学校の指定及び指定の取消の手續、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定めるものとする。
- 八、この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。

【附帯決議】

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、学校運営協議会が円滑に導入されるよう、制度の意義について、全国的な周知徹底に努めること。その際には、保護者や地域住民等に対し、PTA、学校評議員制度との相違点やそれぞれの役割等について十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。
- 二、学校運営協議会を置く学校を指定するに当たっては、学校や地域の実情を踏まえ、公平・適切に行うこと。特に、学校が地域コミュニティの拠点であることに配慮し、保護者や地域住民の主体的な意欲と要望を尊重し、指定の是非について検討すること。
なお、市町村教育委員会と都道府県教育委員会の事前協議が必要な場合、市町村教育委員会の判断を尊重すること。また、事前協議には必ずしも都道府県教育委員会の同意を得ることまでは必要としないことについて周知すること。
- 三、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って、より主体的に学校運営に参画することを可能とするという目的を踏まえ、教育委員会は、地域の実情に応じた個性や特色ある教育活動を展開するため、学校運営協議会の委員について、委員構成の適切な均衡にも配慮し、公募制、推薦制などの手續により、幅広い分野から任命すること。
なお、委員の確保・任命が円滑に行われるよう、委員の都合・事情等を配慮した学校運営協議会の開催、委員の事務的負担の軽減などにも十分留意すること。
- 四、指定学校の指定及び取消しの要件、委員の任免手續など、教育委員会規則で定める学校運営協議会に関する事項については、各地方公共団体間で大幅な相違が生じないよう

通知等による適切な指導、助言を行うこと。

五、指定学校の運営に当たっては、教育委員会、校長及び学校運営協議会の学校運営に関する責任の所在をあらかじめ明確にするとともに、関係者間の意思疎通が十分に図られるよう配慮すること。

また、学校運営協議会が十分に機能し、指定学校の運営が適正・活性化されるよう、学校運営協議会に対する情報提供には十全を期するとともに、委員の要望等に沿った研修の機会の確保等の支援を促すほか、学校運営協議会の特色ある取組や活動については、広報・紹介に努めること。

六、指定学校における校長の裁量の充実と必要な予算の確保等が図られるよう、適切な指導、助言を行うとともに、基本的な教育水準の面では、指定学校とそれ以外の学校とで格差が生ずることのないよう、教育の機会均等の確保に配慮すること。

七、学校運営協議会が任命権者に対して指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について意見を述べるに当たっては、学校運営協議会において適正な判断がなされるよう、教育委員会、学校等は必要な情報の提供に努めること。

また、教育委員会は、引き続き教職員の人事制度及びその運用の公正・公平性の維持に努めること。

なお、任命権者が学校運営協議会の意見と異なる判断をせざるを得ない場合には、その合理的な理由について学校運営協議会に対して説明責任を有することについて周知すること。

八、学校運営協議会制度の実施状況について、継続的な評価を行い、その成果と問題点を明確にすることにより、この制度の在り方も含め、学校運営の更なる改善に努めること。

九、学校運営協議会制度の実施状況等を見極めつつ、教育委員会と学校との関係など教育委員会制度の在り方について真剣に検討を進めること。

十、指定学校とそれ以外の学校の運営に当たっては、地域社会や家庭との連携と協力を一層進め、地域と家庭の教育力を高めるよう努めるとともに、必要に応じて、児童生徒の発達段階に配慮しつつ、児童生徒が意見を述べる機会を得られるよう適切な配慮に努めること。

右決議する。